

安曇野市 令和元年度協議体研修会 2019.7.22

# 高齢者の移動・外出支援の取組み — 全国各地の実践事例 —

NPO法人 全国移動サービスネットワーク

副理事長 河崎 民子



# 生活に必要な移動・外出が困難な高齢者が増えている

## 【その背景など】

### 1) 少子高齢化&過疎化の進行

高齢独居・高齢者のみ世帯の増加

- 日常生活上必要な活動のため

高齢者が独力で移動せざるを得ないケースが増加

### 2) 高齢者の体力

駅やバス停まで歩行できる距離（&坂道、買物の荷物）

- 休まずに歩ける距離は100メートルまでと回答

・・・高齢者の1割、75歳以上は17%

### 3) 地域交通の衰退&地元商店の撤退

★マイカー中心のライフスタイルとまちの変化

### 4) 高齢者間にも経済格差が拡大

- 買物等にタクシーを使える人は多くない

総務省の推計

全国の買物弱者

700万人

国の調査



# 食料品アクセス困難人口

資料：農林水産政策研究所

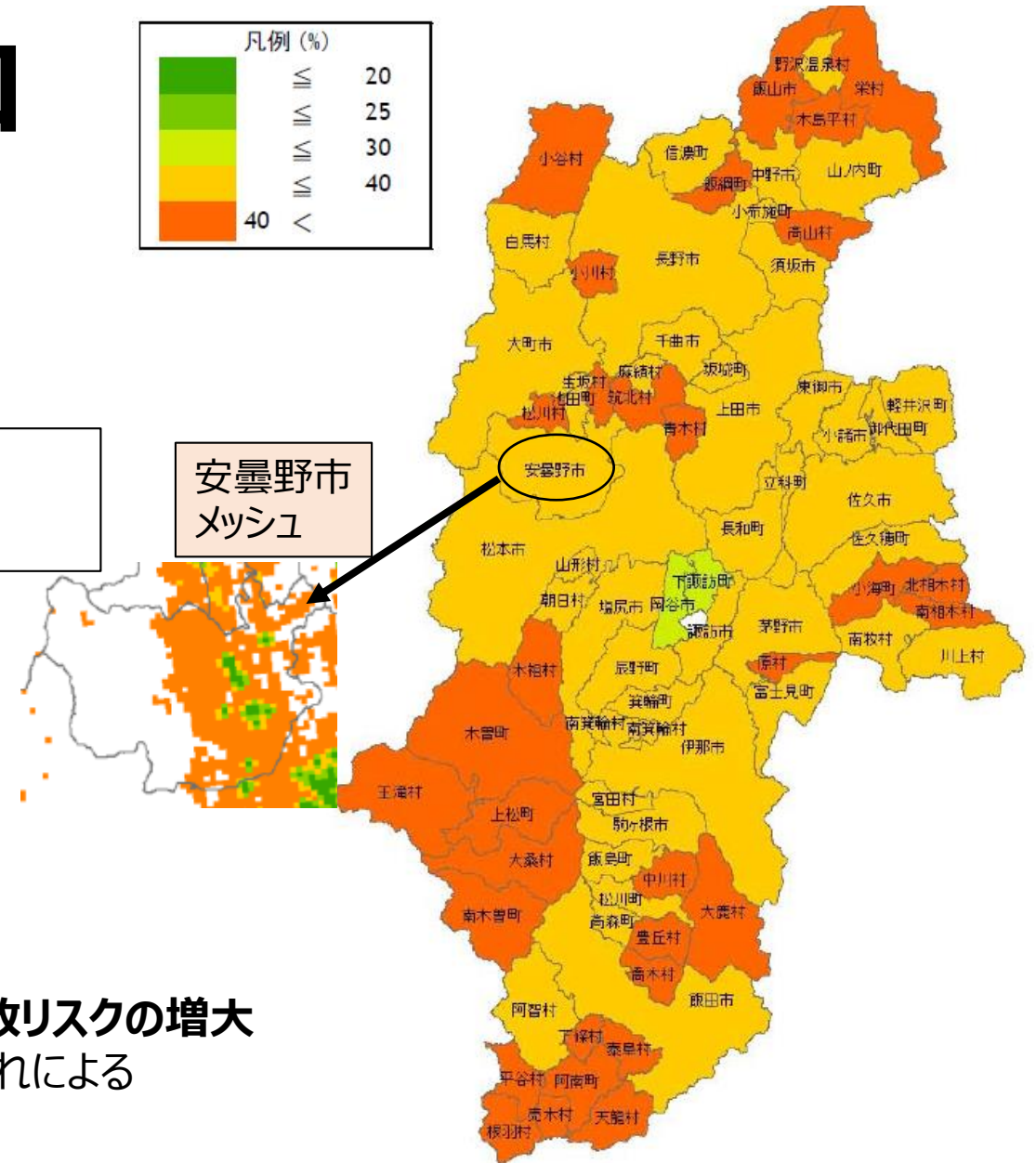
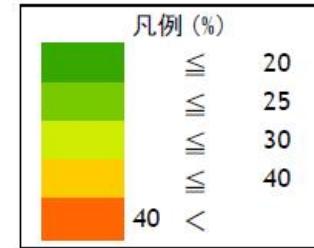
定義（食料品を置く）店舗まで直線距離で500m以上、かつ65歳以上で自動車を利用できない人口

75歳以上 食料品アクセス困難人口の割合  
(長野県) 2015年 国勢調査に基づく推計結果

食料品アクセス困難は移動困難者の課題でもある

買物環境の悪化の影響として、

- ① 高齢者の外出頻度の低下による生きがいの喪失
- ② 商店までの距離が遠くなることによる高齢者等の転倒・事故リスクの増大
- ③ 食品摂取の多様性が低下することによる低栄養化及びこれによる医療費や介護費の増加の可能性





87歳の男性による池袋の事故  
2019.4.19 時事ドットコム

# 高齢ドライバーの重大事故

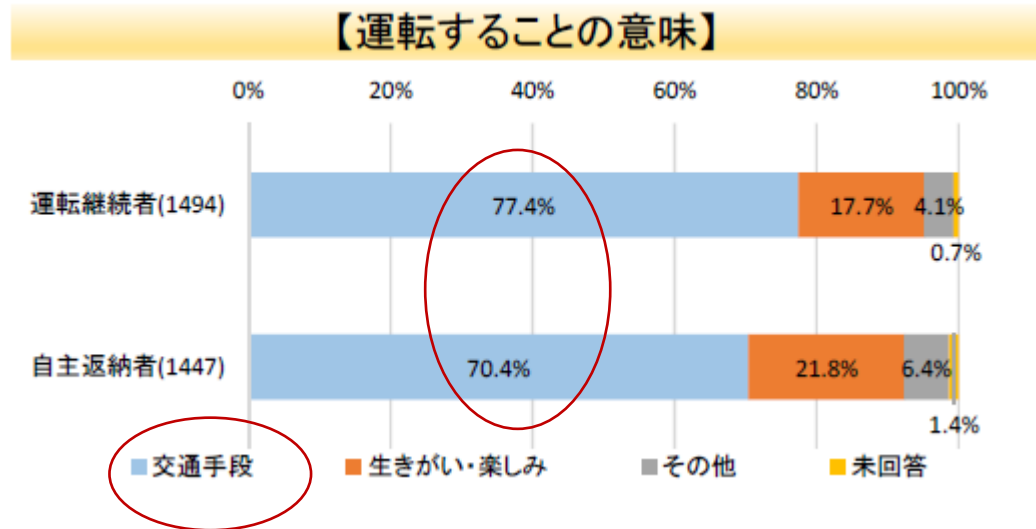
## 80歳以上も 4人に1人が車運転

内閣府 「高齢者の生活環境などに関する調査」  
2018年11～12月実施

マイカーが交通手段  
になっている高齢者  
が多い。免許返納  
には代替手段の確  
保が不可欠

### 運転免許証の自主返納に関するアンケート調査

警察庁 2015年度調査結果



朝日新聞の記事 2019.5.30

- **高齢者が運転する車の事故**が社会問題になるなか、**当事者には車が日常的な交通手段になっている実情**が改めて浮き彫りになった
- **外出時に自分で車を運転する人は、70代後半で45.7%、80歳以上で26.4%**いた。今後の運転については「一定の年齢でやめようと思っている」が40.4%で最多だったが、「年齢や身体的な支障の有無にかかわらず続けようと思っている」と答えた人も11.5%いた
- 白書では「**高齢者の社会参画を進めようとするれば、外出手段の確保の重要性はより高まる**」などと指摘することになっている

# 安曇野市

## 高齢者世帯の状況

安曇野市老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画から

### 2 高齢者世帯の状況

平成 27 (2015) 年の市の総世帯数 34,628 世帯のうち高齢者独居世帯は 3,282 世帯、高齢者夫婦世帯は 4,711 世帯となり、平成 19 (2007) 年、平成 24 (2012) 年より増えてきていることがわかります。(図1)

また、高齢者世帯数の割合は長野県平均と比較して、高齢者独居世帯の割合は 1 ポイントほど低いものの、高齢者夫婦世帯は多い状況です。

高齢者独居世帯、高齢者夫婦世帯の増加により、生活支援の充実や地域による見守りが必要になってくると考えられます。

図1 市の高齢者世帯数の推移

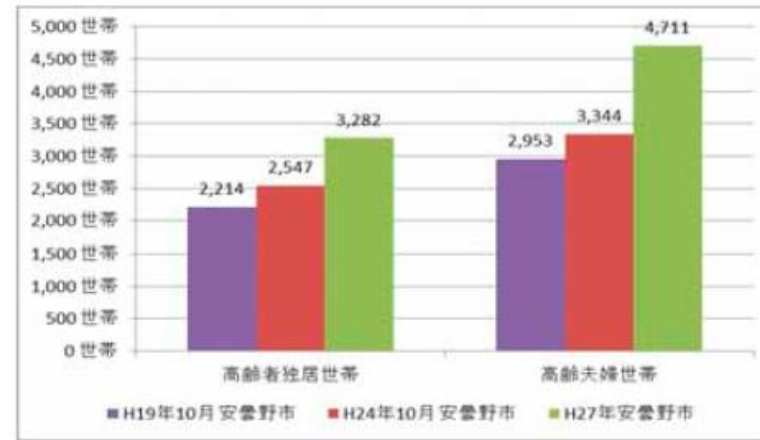
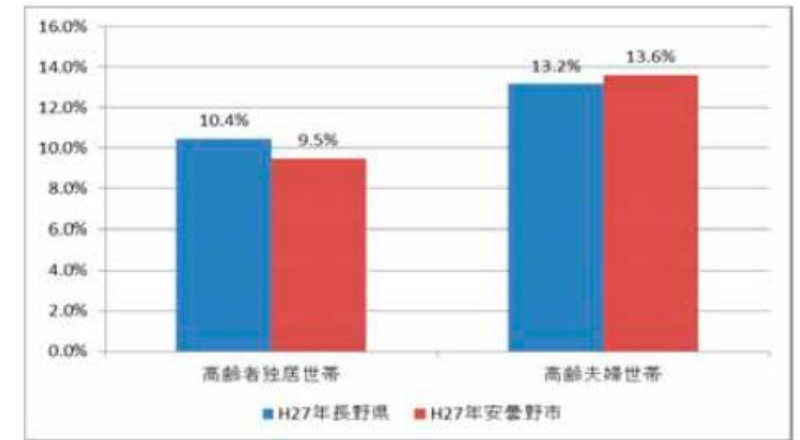


図2 高齢者世帯数の割合の推移

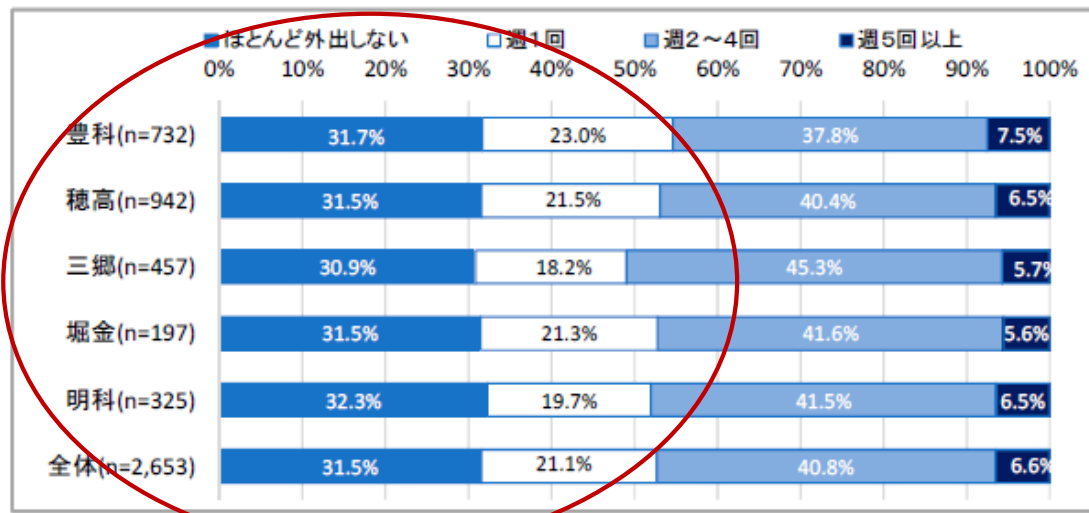


出典：H19 (2007)、H24 (2012) 見える化  
H27 (2015) 国勢調査

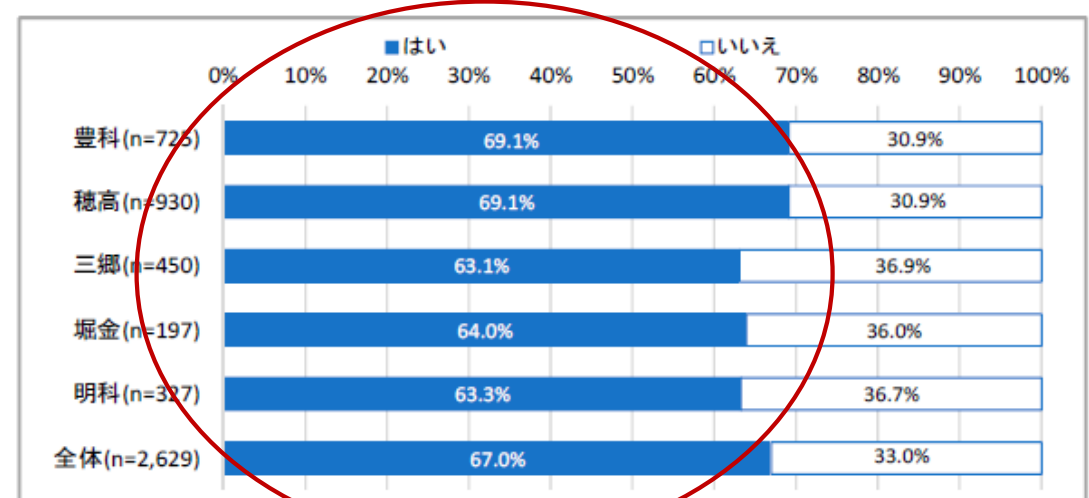
# 安曇野市 外出の状況

安曇野市高齢者実態調査（平成28年12月～29年2月）結果から

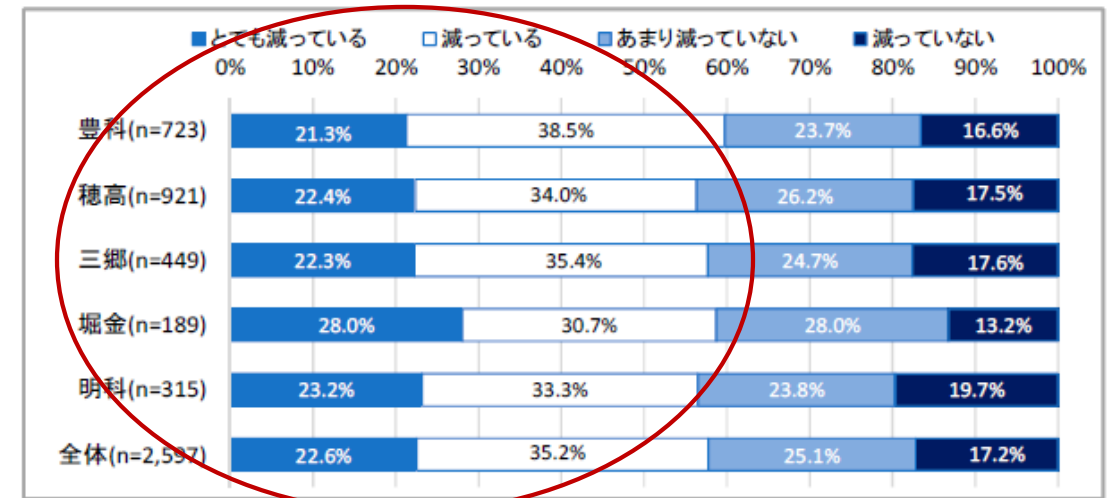
⑥ 週1回以上は外出している



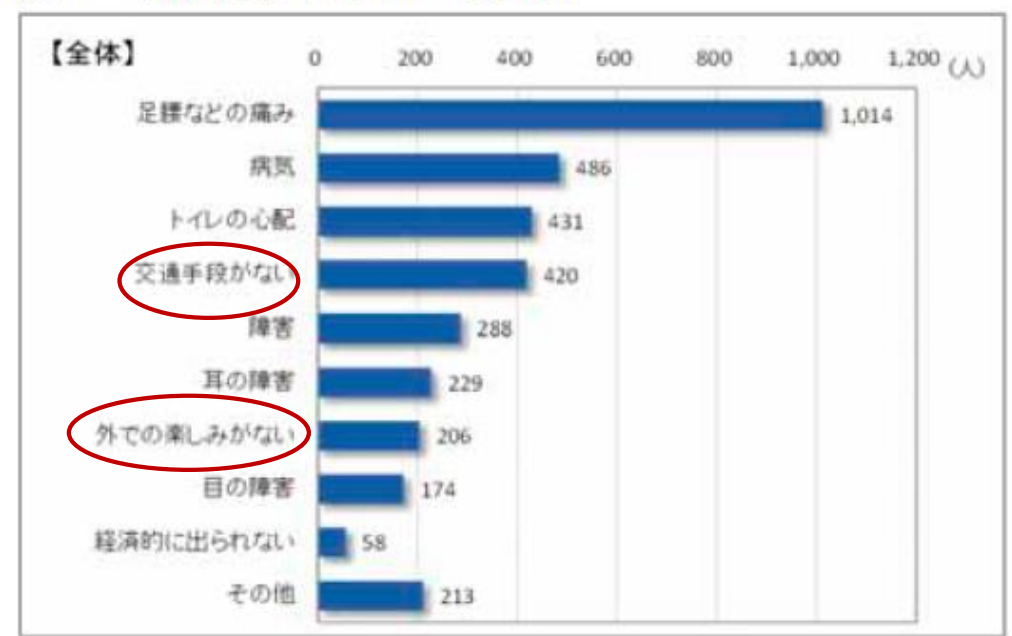
⑧ 外出を控えている



⑦ 昨年と比べて外出の回数が減っている



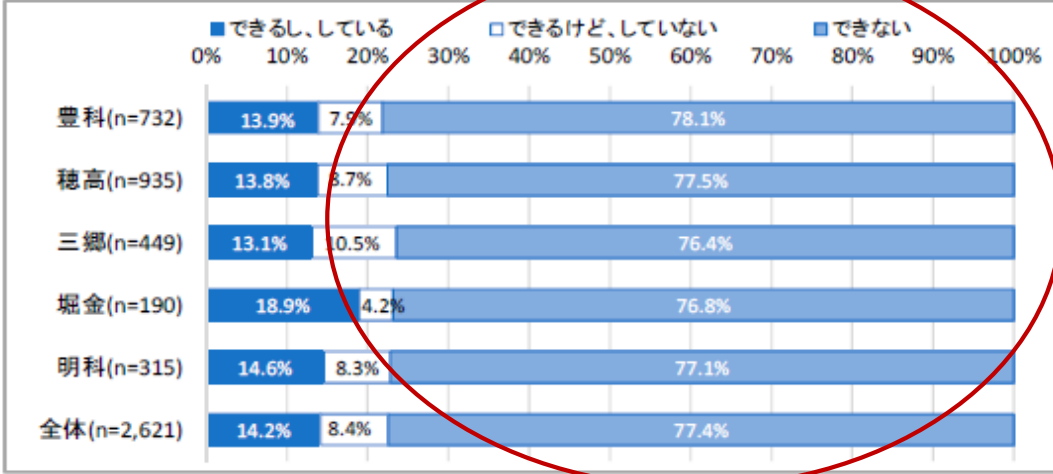
⑧-1 外出を控えている理由



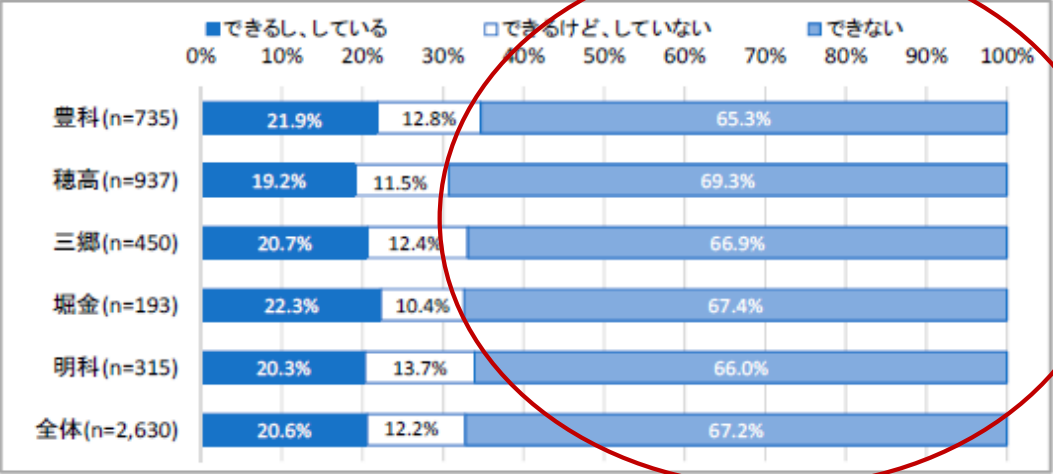
# 安曇野市 外出や生きがいなどの状況

安曇野市高齢者実態調査（平成28年12月～29年2月）結果から

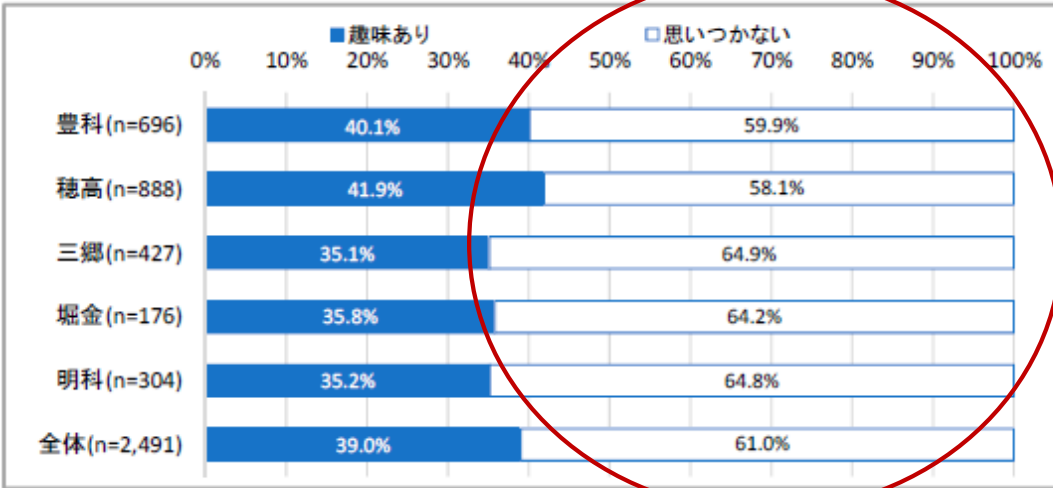
① 一人で外出している



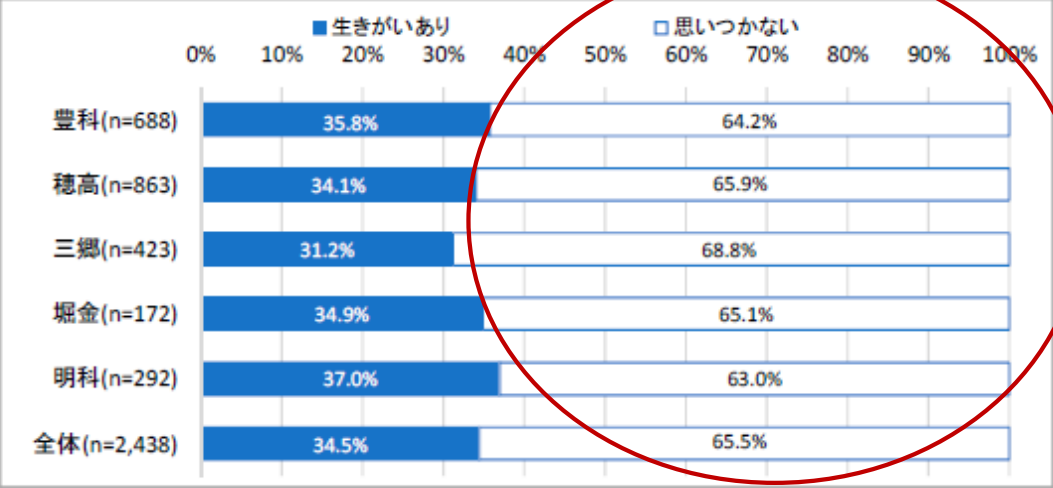
② 自分で食品・日用品の買い物をしている



⑨ 趣味はある



⑩ 生きがいはある



# 移動・外出を支える交通手段

バス

路線バス・コミュニティバス・デマンドバス

タクシー

一般タクシー・介護タクシー・  
UDタクシー・**デマンド交通**

運賃OK

許可



南安タクシーのホームページから

自家用有償旅客運送 2006～

非営利の  
範囲で運賃  
OK

①市町村運営有償運送 ……路線バスの撤退などで市町村が自ら運営して（委託）行う

②公共交通空白地有償運送 ……タクシーが営業しない地域などで**住民全体を対象**にNPO等が行う **★運営協議会でなかなか合意に至らない**

③福祉有償運送 ……**障害者手帳**をもつ人や**要介護認定**を受けた人などを**対象**にNPO等が行う **★基本チェックリスト該当者OK.一般の高齢者等は不可**

登録

許可・登録の手続きが不要な運送

運賃不可

互助  
活動

……住民たちが互助の精神でつくる移動・外出手段





# 地域交通は **乗って支えて維持**していくことが大切

- 赤字分は税金から拠出。赤字がかさめば維持不可能になることも
- 住民が「参画する交通」に
- 持続可能にするために住民側も責任を持つ

今日もたくさん  
乗っててよかった  
ね♡

いつもマイ  
カーだけど今  
日はデマンド  
にしよう！



南安タクシーのホームページから

## ● バスの乗り方講座（秦野市）

神奈中バス「曽屋・弘法線」は、朝夕の通勤時間帯のみの運行。住民の要望を受けて昼間も運行するために市が地域に呼びかけて開催

・地域交通推進課…①神奈川中央交通との交渉 ②継続運行のために乗ってもらうことの重要性を説明 ③ICカードで実際に乗ってみて使い方を説明

・高齢介護課…外出することが

「健康寿命」の増進につながることを説明

「福祉」と  
「交通」の連携



- 神奈川中央交通(神奈中バス)…バスと一緒に参加。かなちゃん手形（月2千円以上利用すると1割引）を説明



# コミュニティバス「ぐるっと生瀬」

兵庫県 西宮市 生瀬地区



## プロセス

・2006年:青葉台自治会が市へ要望 2008年:市がアンケート調査。自治会内に「青葉台コミュバスを考える会」発足 2009年:有志8人がマイカーで試験運行(無償)71日間で590人(1日平均8.3人)が乗車 2011年:諮問会議発足、2012年:試験運行(2コース4便)で720人乗車、2013年:運行協議会準備会発足、2014年:運行協議会発足、試験運行(6コース4便)で866人乗車、同6ヵ月間試験運行(4コース5便)7,954人乗車 \*猪井博登氏(現富山大学准教授)がアドバイザー

## 運営

**運行協議会(住民が主体)** 運行計画の立案(ルート、ダイヤ、料金、停留所等) 9自治会の理解・協力(業務はすべてボランティア) 収支100%をめざす(公的資金は不足した場合のみ) 運行だけでなく地域活性化をめざす

## 本格運行

**阪急タクシーに委託** 2015年:本格運行(4コース5便) 年246日 20,599人(1日84人)乗車 現在6便

## 利用者料金

大人300円 小学生200円



住民がバスを中心にしたライフスタイルに移行、バスの時間帯に合わせて買い物・通院 「バスが在ること」によって隠れたニーズが顕在化/利用してみれば意外と便利/近距離はマイカーより良い/友だちづくり、生きがいくりにつながる



# 運行状況

ホーム 運行状況 生瀬高台 宝生が丘 青葉台 花の峯 生瀬の四季 会報 JR/阪急時刻表 ブログ

Facebookもよろしく いいね！をたくさんください。

シートベルト装着は大変有効な安全対策です。ぜひとも装着に御協力をお願いします。

天気の良い日は健康のためお出かけください。帰りは是非 生瀬バスのご利用をお願いします。

シートベルト着用協力ありがとうございます。実施率100% よろしくをお願いします。

めざせ アベレージ 120人

11月27日火曜日のご乗車人数 101人

2015/10～

累計 72,183人

平均 95.1人

今月平均 (10月) 111.0人

最高ご乗車人数 2018年 7月13日(金) 143人

最低ご乗車人数 2018年 07月09日(金) 9人

住民のこだわり。HPも充実！

# 会報



ホーム 運行状況 生瀬高台 宝生が丘 青葉台 花の峯 生瀬の四季 会報 JR/阪急時刻表 facebook

バックナンバー

- 1号 2015.3.1発行
- 2号 2015.5.1発行
- 3号 2015.7.1発行
- 4号 2015.9.1発行
- 5号 2015.11.1発行
- 6号 2016.1.1発行
- 7号 2016.3.1発行
- 8号 2016.5.1発行
- 9号 2016.7.1発行
- 10号 2016.9.1発行

### 生瀬地区の団体 楽踊会 (らくようかい)

楽踊会は、西宮市民協会の所属する会です。現在、会員は10名です。西宮市民の方は、どなたでも入会できます。上手に踊ることも大切ですが、楽しく踊ることを基本に頑張っています。

- 練習日: 毎週水曜日 (第1・第3は、協会の先生の指導を受けています)
- 時 間: 午前10時～12時
- 場 所: 生瀬市民館2階

★入会者募集★ 連絡先: 高見美美子 (0797-84-3596)

### ぐるっと生瀬でGO 第11号

平成28年11月1日  
ぐるっと生瀬の発展を  
目指す会から7月号発行  
http://gurutto-namaze.com

### ☆2万人達成☆

9月10日、累計乗車数20000回、利用者の2000人にお礼をしました。感謝の気持ちを込めてお礼をしました。

乗車数	8月	9月
乗車数	20,599人	2,005人
乗車数	93.7人/日	91.1人/日
乗車数	1,896人	94.8人/日

— もくじ —

- 1周年を迎えて「大発表」 発行11頁
- 1周年の行事「楽踊会と楽人祭」 ……2頁
- 祝賀にまよび「生瀬の四季」 ……3頁
- 生瀬地区の団体「楽踊会」 ……4頁
- ぐるっとなまが浜について ……4頁
- お祝いとお礼 ……4頁

### 1年が過ぎました！！

10月10日生瀬自治会館内で、1周年を迎えて理事会が開催されました。その中で、ぐるっとちゃんの新装発表と、生みの親、発着さんの表彰式が行われました。新装のぐるっとちゃんにも参加頂き、約1年1周年記念行事を終えることが出来ました。

ぐるっとちゃんの着ぐるみ誕生！

### バスが移転、新設されました

2016年10月1日より

バスが移転、新設されました。バスが移転、新設されました。バスが移転、新設されました。

### ぐるっと生瀬

http://gurutto-namaze.com

フェイスブックも始めました。いいね！をお願いします。  
www.facebook.com/gurutto-namaze

スタッフ

連絡先: 0797-84-3596

### 安心と信頼のご提供 (株)真まこと心

宝塚市口野1丁目20-6  
フリーダイヤル: 0120-0983-42  
電話: 0797-76-9475

# 登録

## 福祉有償運送の事例

### 外出介助サービス「ケアびーくる」

安曇野市では ●安曇野市社会福祉協議会 ●JAあづみくらしの助け合いネットワークあんしん が福祉有償運送を実施



年間5~6,000件



### 利用対象者

単独で移動が困難な人と付添人  
身体障がい者 要介護・要支援認定者  
(基本チェックリスト該当者可)その他肢  
体不自由 内部障がい 知的障がい 精  
神障がい その他の障がいを有する者  
(複数乗車も可)

### ＜利用事例＞

通院、入退院、通学、通所、仲間や友  
人との交流、食事、コンサートや映画、観  
劇、観光、趣味の教室やセミナーへの参  
加、墓まいり、結婚式・・・etc

### 運転者たちの意識

やりがい 生きがい  
人の役に立つ喜び

40年勤め退職。  
半年遊んだ。頭も身体も  
モヤモヤ・・・  
よし社会貢献だ、NPOに  
しよう！ いま元気澆刺





住民  
の車

法人  
の車

市の  
車



住民  
がサー  
ビス  
調整



住民  
ドライ  
バー

社福  
のドラ  
イバー

- 1、住民などが独自に運行して外出支援をしている事例
- 2、市町村の車（保険付）で住民が運行している事例
- 3、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の事例  
空車両を活用した買物支援やサロン送迎
- 4、介護保険の会計から団体に補助金が入る仕組みで  
移動支援をしている事例
- 5、市町の一般会計から移動の付添者に補助をする仕組み

運賃  
は  
不可

利用者  
の制限  
は  
ない

登録等の手  
続き不要の形  
態で行われる  
ことが多い

国土交通省 **通達**（事務連絡/平成18年→一部改正/平成30年3月30日）

## 「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」

- (1)- 1 利用者からの給付が、**好意に対する任意の謝礼**と認められる場合
  - 2 利用する・しないに関わらず 会費等が一律の場合
- (2)- 1 利用者からの給付が野菜や地域通貨など換金性が乏しい財物などで行われる場合
  - 2 ボランタリーなサービスを相互に提供し合う場合
- (3) 利用者からの給付が**ガソリン代実費、道路通行料、駐車料金**(特定費用)のみの場合
- (4)- 1 市町村の事業として**市町村の車両で実施**されるなど、**利用者の負担がゼロ**の場合
  - 2 **自家輸送**の場合
  - 3 子どもの預かりや**家事身辺援助等のサービスと一体的に行われる**場合
  - 4 利用者の所有車両で送迎を行う場合



国土交通省 通達（平成30年3月末見直し：朱部分）

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」から

### (1)-1 利用者からの給付が好意に対する任意の謝礼と認められる場合

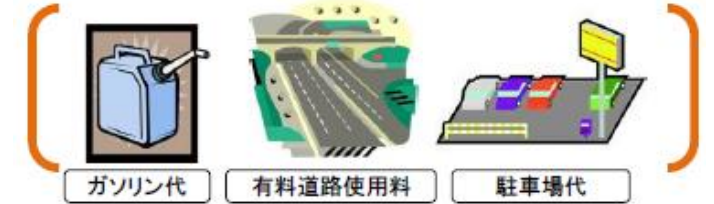
乗せてもらった人（利用者）が、あくまでも自発的に謝礼の趣旨でお金を差し出した場合



- ① 偶発的なケース
- ② 日頃からの運送のお礼にと、金銭が差し出されたようなケース
- ③ 利用者が（右の）**ガソリン代実費を払う際に「釣り銭の返却を求めず、運転者に受け取るよう申し出て、運転者が受け取った場合」**

ただし、料金表や金額が明記されたパンフレット等がある場合は「自発的に」とはならない

特定費用



### (3) 利用者負担が 実際の運行に要したガソリン代、道路通行料、駐車料金 のみの場合

「実際の運行に要するガソリン代」= 乗車中はもとより運転者の車庫等からの迎車及び終了後の車庫等までを含む

#### ガソリン代の算出方法2事例

- ① 走行距離 ÷ 燃費 × 1ℓあたりのガソリン価格
- ② 市町村の実証実験の結果にもとづき1kmあたりのガソリン代を算出（定期的に実情との乖離がないか確認し、乖離があれば見直し）

実証実験でなくても合理的な説明ができれば可  
(旅客課長)

国土交通省 通達（平成30年3月末見直し：朱部分）

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」から



### (1)-2 地域づくりの一環として、 利用する・しないに関わらず 会費 等が一律の場合

- 自治会・町内会やNPO等が運行の主体となって送迎を行い、乗る人も乗らない人も一丸となって運行を支えるために、**運行に必要な経費を広く自治会費や会費で賄う場合**
- **ただし、運賃表を定めていたり、会費やカンパ等として集めているものが運賃に相当する場合等は該当しない**

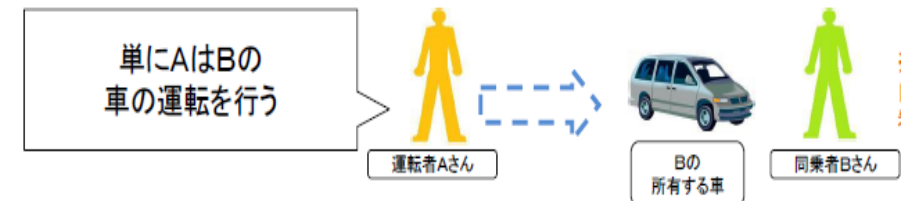
### (4) -1 利用者負担がゼロの場合

- **市町村の事業として、市町村の保有車両で実施され、利用者からは一切の負担を求めない場合**
- **ただし、介護保険制度の訪問介護および障害者自立支援法による居宅介護で送迎を行い、公的な給付が適用される場合は、利用者の負担を求めなくても完全無償とは認められない**

<2017.8.25「国交省」通知> ボランティア団体等が、**市区町村所有の車両を使うときは道路運送法上の許可・登録は不要**。団体に対して**車両の購入費や維持管理経費の全部や一部を補助する場合も同様**（ただし、補助金に運転者の人件費や報酬が含まれる場合は登録等が必要）

### (4)-4 利用者の所有車両で送迎を行う場合

- **運転を任せただけなので、報酬が支払われても登録や許可は不要**





国土交通省 通達 (平成30年3月末見直し：朱部分)

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」から



#### (4) -2 「自家輸送」の場合

・ **デイサービス**や**授産施設**、障がい者の**地域作業所**、各種サロン等を運営する者が施設の利用を目的として**送迎にかかるコストを別途求めない場合**も登録等は不要。**ホテルや旅館、ゴルフ場の送迎等**もこれに該当

・ ただし、送迎を利用する人と利用しない人で、サービス内容や利用料に差をつける場合は、送迎が1つの独立したサービスとみなされ、自家輸送と認められない。また、病院などの運営主体から委託を受けて送迎を行い、送迎に係る費用の全額を委託者や第三者が負担している場合は、登録等が必要

(4)-3 子どもの預かりや**家事身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するもの**であって、**運送に対する固有の対価（ガソリン代等）の負担を求めない場合**

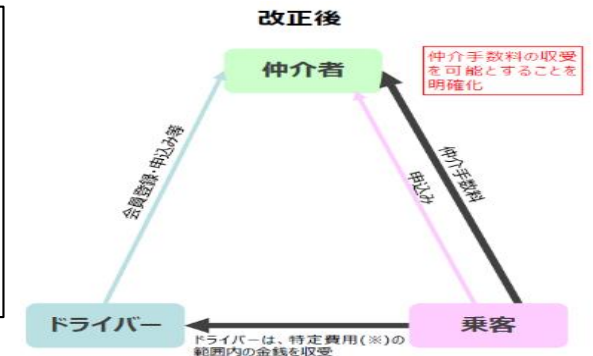
・ 草とりや掃除など送迎を行わないサービスと、車両を使って病院へ送迎するサービスが**すべて一律の利用料金**となっていて、送迎した場合も別料金の設定がない

その他**利用者負担可能**

**<仲介手数料>**

**アプリを使うサービス（電話受付やサービス調整も該当 = 国交省見解）**

**ただし運転者に還流しない仕組みにする**



# 1、住民などが独自に運行して外出支援をしている事例 登録不要

## 菊名おでかけバス（横浜市港北区）巡回型

プロセス	<p>・錦が丘地区は、坂の上にある古い住宅街。高齢化も進む。買物の荷物が重く、低栄養や、閉じこもりがちな高齢者等の問題を市に訴えコミュニティバスを走らせてと要請活動をつづけたが思うように行かず。ならば自分たちでできることをやり、地域で支えていこうと<b>会員制の「コミバス市民の会」を結成</b>（自治会支援。乗る人も乗らない人も会員。約80人）。<b>2010年～運行</b></p>
概要	<p>・住民が「運営」と「運行（運転、添乗）」を担う。<b>運転者5人</b>  <b>・錦が丘町内会の応援を受けて「会員制」で運行</b>  <b>・毎週(火)巡回型7便（1便50分）</b> ・車両はKさんが提供</p>
道路運送法	<p><b>許可や登録等の手続き不要の形態（会員制）</b></p>
利用者と負担	<p>・利用者負担ゼロ（自発的な謝金はOK）          ・7便で20人以上が利用</p>
保険	<p>・車両提供者の任意保険。これまで保険を使う事故はない</p>
収支	<p>&lt;収入&gt; 地区社会福祉協議会の助成金30万円／年 会費・カンパ・謝金など30万円          &lt;支出&gt; ガソリン代2千円×50回、車借用の謝金／年5万円、運転者さん謝金(飲物代)／半日700円、添乗者さん謝金(飲物代)／半日300円</p>
まちづくり	<p>おでかけバス臨時号も運行：地域の市民グループと連携して、お花見や、JAお買物ツアー、障がい作業所の運営するカフェでのランチなど          ★継続のコツは「無理をしない」。運行する側も楽しみながら（入江共同代表：談）</p>



# 1、住民などが独自に運行して外出支援している事例

登録不要

## 左近山おでかけワゴン（横浜市旭区）巡回型

経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化率45%。団地の階段昇降や起伏の多い道などから、高齢者の閉じこもりが課題となっていた</li> <li>・状況を知ったNPO法人が、デイサービスの閉鎖により使わなくなった車両を、地域のために活用してほしいと寄贈</li> <li>・2016.9月 <b>自治会などで左近山移動支援プロジェクト「左近山おでかけワゴンチーム」</b> 発足</li> <li>・2017.9月 試運行開始 ・2018.4月 本格運行</li> </ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>毎週(木) 巡回型5便</b> 10:00~14:00 団地内を周回</li> <li>乗降場所17ヶ所（ショッピングセンター2ヶ所、サロン1ヶ所）</li> <li>・運転者5人 添乗者8人</li> <li>・利用者負担なし（自発的な謝金はOK）</li> <li>・5便で1日平均15人が利用</li> </ul>
保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意保険（乗降中の事故補償付加）</li> <li>・ボランティア保険</li> </ul>
収支	<p>&lt;収入&gt; 横浜市旭区「きらっとあさひ地域支援補助金」1年目30万円、2年目20万円（終了） 3年目（現在）<b>地区社協の「ふれあい助成金」25万円</b> UR都市機構10万円（広告費）会費(年1,000円)・カンパ・謝金など10万円 ショッピングセンターも寄付</p> <p>&lt;支出&gt; ガソリン代、修理代、タイヤ交換、運転ボランティア&amp;添乗ボランティア謝金：1時間200円</p>
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的にイベント便として運行（春：お花見、秋：紅葉狩り）</li> <li>・毎月第3土曜日、第二ほのぼの会（高齢者のお食事会）の送迎</li> <li>・その他の運行も月1回の「左近山おでかけワゴン協議会」や「左近山おでかけワゴン ボランティア会議」等で検討</li> </ul>



坂が多い地形



この旗がワゴンのバス停



## 利用者

買物だけでなく  
地域ケアプラザにも  
来れるようになった

団地内に住んでる友人  
に久しぶりに会えた



皆勤のご夫妻。  
乗ること自体が  
楽しみ。会話、  
健康のために



やるまでは大変だけ  
ど、乗る人の笑顔  
を見ると嬉しくなる



## 運転&添乗ボランティア

- ・知らない人同士で最初  
はぎこちなかった
- ・親しくなって仲間意識旺盛
- ・暑気払い、忘年会など  
楽しみ増えた
- ・全員で関われる企画も  
やりたい→お花見ツアー  
などに発展
- ・団地のお祭りには「おで  
かけワゴン」で出店
- ・報告書まで作っちゃった

## 2、市町村の車(保険付・ガソリン付)で住民が運行している事例 登録不要

### 広島県 福山市 サロン送迎・買物・通院支援

#### 高齢者おでかけ支援事業

- 地域で高齢者を支える仕組みとして2009年度に創設
- 地域ごとに住民が支援グループを結成**  
(構成は、自治会町内会連合、ボランティアの会など)

#### 福山市が車両を調達 (リース)

ワゴン7台、セダン1台、軽1台 (9地区用)

・地域の有志の会に車両の運行等を委託・業務上の責任は福山市が負う

#### 自治会など地域の有志の会 (ボランティア)

- ・サービスの実施 ・車両の管理等
- ・ボランティアの募集、利用者の登録等
- ・運転者は「認定運転者講習を受講」

#### 実施状況

9学区 (地区) で実施 (2015年現在)  
運行曜日 各5日~2日/週

#### 利用者負担

なし

使えるような公用車  
市に1台くらいある  
のでは？

#### 福山市高齢者おでかけ支援事業実施状況について

【主な運行目的】

通院、買物、ふれあいプラザ・公民館等の利用、郵便局・金融機関の利用、学区行事への参加等

学区名	運行日数	運行回数	利用者数	走行距離数	会員数	運転ボランティア数
常金丸	190日	363回	1,653人	5,521.2km	87人	22人
常石	178日	350回	1,202人	3,777.0km	64人	4人
山野	189日	287回	586人	5,334.0km	56人	17人
走島	153日	534回	1,491人	3,182.0km	46人	10人
内浦	252日	452回	1,863人	10,897.0km	57人	11人
服部	248日	505回	2,236人	7,474.0km	58人	19人
熊野	245日	246回	1,554人	11,133.0km	67人	6人
山南	201日	201回	1,456人	3,697.0km	24人	16人
日吉台	37日	48回	322人	574.5km	26人	15人
合計	1,693日	2,986回	12,363人	51,589.7km	485人	120人

2014年度(平成26年度)実施状況(会員数・運転ボランティア数は、2015年3月末現在)。  
日吉台学区は、2014年(平成26年)11月より運行開始。



福山市ホームページから

# 社会福祉法人の責務となった「地域における公益的な取組」

## 社会福祉法人制度の改革（主な内容）

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

### 1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議（注）小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

### 2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。）、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

### 3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産（※）の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化  
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ（①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討） 等

### 4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金を福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

### 5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

## ＜全国に広がってきた移動支援の事例＞

- 札幌市 「神愛園」等 4 法人以上 / 買物支援
- 山形市 特養「蔵王やすらぎの里」等 5 法人 / 買物支援
- 新潟県燕市 桜井の里福祉会「はな広場」 / サロン送迎
- 千葉市 友和会「千寿苑」など 6 法人 & 自治会 / 買物支援
- 東京都町田市 正吉福祉会など 3 法人 1 株 & 鞍掛台自治会 / 外出支援
- 川崎市麻生区 一廣会「かないばら苑」 & 運転ボラCAP / サロン送迎
- 宮前区 社福「セイワ」など 5 法人 & 宮前区社協運転ボラ / 買物支援
- 相模原市 ラファエル会 & さっそく行こう会 / 外出支援
- 逗子市 百鷗会「清寿苑」 & ハイランド自治会 / 買物支援
- 秦野市 浄泉会「やまばと学園」 & 栃窪自治会 / 買物支援
- 輝星会 / 外出支援
- 防府市 蓬萊会 & 民生委員等 / サロン送迎（通所 A と連携）
- 鹿児島県鹿屋市 / 6 法人 & 社協 / 買物支援 etc

＊社会福祉協議会が 調査→学習会等→コーディネートした事例が多い

### 3、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の事例 <買物支援> 登録不要

#### 千葉市大椎台自治会と（社福）千寿苑

道路運送法	許可・登録を要しない運送
サービス提供者	（社福）千寿苑（車両と運転者）、自治会が募集したボランティア（買物付添）
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・スーパーマーケット「せんだう」（専用駐車場あり）へ買物送迎</li><li>・対象は、70歳以上で買物に不便がある人、70歳未満で疾病等の理由で買物に不便がある人（要介護認定者除く）</li><li>・自治会協力員の付添で30分の買物後、自宅まで送迎</li></ul>
従事者数	運転者1人、協力員5人が週替わりで対応
送迎車両	1台（社会福祉法人所有）
開始時期	平成29年
実施日時	毎週木曜日の13:30～15:30（週1回）
利用者負担	無料
利用者数等	平成29年1月～3月の計10日間で計46人/一日当たりの利用者は3～6人
保険	車両の自動車保険、ボランティア行事用保険





① ②  
③ ④  
⑤ ⑥  
⑦ ⑧  
⑨ ⑩  
⑪ ⑫  
⑬ ⑭  
⑮ ⑯  
⑰ ⑱  
⑲ ⑳  
㉑ ㉒  
㉓ ㉔  
㉕ ㉖  
㉗ ㉘  
㉙ ㉚  
㉛ ㉜  
㉝ ㉞  
㉟ ㊱  
㊲ ㊳  
㊴ ㊵  
㊶ ㊷  
㊸ ㊹  
㊺ ㊻  
㊼ ㊽  
㊾ ㊿  
㊿



買物支援バス  
停車位置の為、  
一般のお車の停車  
は、ご遠慮下さい





## 東京都町田市 鞍掛台「くらちゃん号」巡回型

【経過】鞍掛台地区（330世帯）は高齢者が多い住宅地。坂道の多い地形。閉じこもる高齢者も多く、町田市南第三高齢者支援センターが事務局となり、自治会、福祉事業所をメンバーに「鞍掛台買物・外出支援プロジェクト」発足（まちだ〇ごと大作戦事業にエントリー）2018年5月。3事業所により2019年3月から試行運行開始（10月から本格運行実施予定）


- 主体となる事業所（社福）正吉福祉会まちだ正吉苑、（社福）みどり福祉会高ヶ坂ひかり苑、（社福）地の星ベロニカ苑、（株）結の心くらかけ庵
  - 毎週（木）11:00～14:00 <無料> 誰でも乗車可  
成瀬コミュニティセンターを拠点に区内4ヶ所で乗降  
乗降場所の最寄りバス停からJR成瀬駅にも
  - 3法人が運行。1時間ずつ交代制  
車両（7人のりワゴン）、保険、運転者  
週1回1時間なので負担にならない  
（法人側の談）
- ★利用規約、協定書・覚書（二者協定）



# 3、社会福祉法人「地域における公益的な取組」の事例 <買物支援等> 登録不要

## 秦野市柘窪地区「とちくぼ買い物クラブ」&「外出支援」

【経過】市西部の渋沢・千村地域の地区自治会連合会から買物支援について市へ要望→市が自治会長と協議して18自治会の全戸にアンケートを配布（回答1,571世帯）→高齢化率50%以上で「すぐにも乗りたい」との回答が多かった柘窪地区で移動支援を試行することになった（柘窪自治会96世帯、自治会加入率95%）

モデル実施 2018.9～ 11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週（水）10:00～12:00 無料</li> <li>・市の公用車を利用（7人乗りワゴン）</li> </ul> <p><b>運転ボラ：自治会副会長など7人「7人の侍」</b></p>	
利用者の感想	<p>利用希望11人・久しぶりに〇〇さんと会って話せて嬉しかった・自分の目で見て納得できる買物ができた・坂道が多くて大変だったが買物がラクになった・今後未永くやってほしい</p>	
市の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1ヵ月ごとにボランティアや利用者との協議を開催</li> <li>・柘窪地区近隣の社会福祉法人へ事業の担い手になれるか打診</li> </ul>	
モデル事業の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のコミュニケーションが活発化した</li> <li>・悩みを話す人ができてストレスが解消され、安心感が生まれた</li> <li>・1人暮らし高齢者を地域で見守るという意識が共有されはじめた</li> <li>・ボランティアが特別なことではない雰囲気地域に生まれた</li> <li>・毎週外出することにより介護予防につながった</li> </ul>	
本格実施 2018.12月	<p>社会福祉法人 浄泉会「やまばと学園」（障害者系）が「地域における公益的な取組」として実施</p> <p>2018.12.4 法人・地域・市の三者による協定を締結</p> <p>自治会の運転ボランティア：浄泉会のボランティアとして登録</p>	

★厚労省は通達で「定款の変更は、不要」としている

別法人が移動支援を開始

新たな課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアの次の担い手→年2回の市主催認定ドライバー養成講座で発掘、活動検討</li> <li>・柘窪地区の通院など買物以外のニーズへの対応→新たな移動支援を検討</li> </ul>
運行開始 2019.4月	<p>社会福祉法人 輝星会が「地域における公益的な取組」として実施</p> <p>2019.3.28 法人・地域・市の三者による協定を締結</p>

★事業者との調整：柘窪地区にはバスはなくデマンドタクシーを導入していた。登録かつ予約制であり赤字がふくらんでいた（赤字は市と事業者折半で負担）。事業者に打診したところ、「いいじゃないですか、やってください」との反応



# 3、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の事例 登録不要

## 鹿児島県 鹿屋市

**<ドライブサロン事業>**  
**6 社会福祉法人が3年**  
**前から8地区で実施**



- ・車両と運転手は社会福祉法人
- ・ガソリン代・保険料等も法人が負担
- ・利用は無料
- ・週1回定期的に実施
- ・所要時間は2～3時間以内
- ・買物先は参加者の話し合いで選定
- ・参加登録者は待合せ場所に集合  
(欠席のときは仲間に連絡→無断欠席  
→民生委員が安否確認)

❖ **利用者の声**  
 「買物だけでなく  
 馴染みの人と  
 おしゃべりができ  
 て楽しい」「体調  
 も良くなった」

❖ **法人職員の声**  
 (入所系施設)  
 ・在宅生活の継続につ  
 いて考える機会になっ  
 た  
 ・自分が地域貢献でき  
 ている、人の役に立っ  
 ていると感じる  
 ・もっと地域住民のため  
 にできることはないかと  
 考える職員が増えた




鹿屋市のアンケート調査

鹿屋市社会福祉協議会提供資料から作成

# 4、介護保険会計から団体に補助金が入る仕組みで移動支援する事例

## 神奈川県秦野市 サロン送迎

<b>経過</b>	<p>一般介護予防事業（65歳以上だれでも可）で<b>サロンを実施</b>していた。多彩なメニューや手づくりの昼食などで<b>好評</b>だったが、<b>送迎車</b>に乗れる地域が限られていた（タクシー事業者への委託料が予算オーバー）。また<b>介護認定をうけると利用できない</b>仕組みが課題だった。<b>その改善</b>のため総合事業を活用。<b>利用者の半数以上</b>がチェックリスト該当者と要支援者。左記以外の人（介護認定を受けても）通所が可能になった</p>	
<b>サービスの種類</b>	<b>デイ部分</b> <通所型サービスB>	<b>送迎部分</b> <訪問型サービスD>
<b>道路運送法</b>		許可・登録を要しない運送
<b>サービス提供者</b>	住民ボランティア(週1回×4グループ)	3団体
<b>補助金</b>	1団体あたり 年8万円（上限） 報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、備品購入費、ボランティア保険料	①送迎コーディネーター人件費 ②通信費 ③消耗品費 ④車両保険料
<b>送迎車両</b>	受託者の車両および公用車（無償貸与）	
<b>利用者負担</b>	実費（昼食代・おやつ代の食材費）	なし



# 4、介護保険会計から団体に補助金が入る仕組みで支援する事例

## 山口県 防府市 サロン送迎・買物支援



サロンの場が買物  
と交流の場



### 多様な主体が協力

- ・社会福祉法人「蓬萊会」が送迎  
**社会福祉法人の公益的な取り組み**  
 (月2回)
- ・イオン防府店→スーパーのバックヤードの  
**会議室を無料で提供** (月1回)
- ・民生委員→閉じこもりがちな高齢者を抽出、介護予防教室&買物に誘い出す
- ・防府市通所サービス連絡会→サロンの  
**運営 (通所型サービスA)**
- ・防府市→実施しやすい体制、補助金

9月13日 幸せます健康くらぶ運行表

地区(ゆうあい入口)

秋子	79	1709	事業対象者
カエ	75	1709	事業対象者

田中さん自宅前

区	84	1724-10	事業対象者
---	----	---------	-------

区(小田公会堂前)

子	89	1329	支援1
子	80	1332	事業対象者
工	84	1364	事業対象者
子	79	1340	事業対象者

区(海鮮前)

真子	81	1000-5	事業対象者
喜子	86	993-2	事業対象者
砂子	82	1041-1	事業対象者

区(お地藏さん前)

式子	88	949	支援2
区(農協前)	79	797-3	事業対象者



## 4、介護保険から団体に補助金が入る仕組みによる移動支援の事例

### 千葉県 松戸市

### ●訪問Bのなかで訪問D（家事身辺援助一体型）

サービスの種類	生活支援コース(住民就労型) ＜訪問型サービスA＞	困りごとコース（住民ボランティア型） ＜訪問型サービスB＞
サービス内容	介護保険制度内の生活援助サービス	介護保険制度内外の生活援助サービス ①家事・生活上の困りごと ②自動車による通院などの付添支援(訪問型サービスD)
利用料	(1割または2割負担) 1割負担は30分未満100円 30分～1時間未満 200円 1時間以上は超過加算	(1回あたり) 1時間未満は800円 1時間以上は超過加算
サービス提供者	(賃金) 1時間1,100円 (交通費を含む)	(活動謝金) 1時間(回) 800円(交通費を含む)
委託料・補助金等	事業者指定/委託 単価 1時間2,000円 (住民主体Bとの連携加算100円) 利用者負担1・2割	補助(助成) ・準備資金 30万円以内(移動支援を含む場合は10万円加算) ・運営費 月額5万円(固定)+実働加算(加算) 50～100時間1万2500円 100～150時間2万5千円 150～200時間5万円 200～300時間10万円など

# 5、市町が付添者に補助をする仕組み<サロン送迎>

登録不要

## 岡山県 通所付添サポート事業

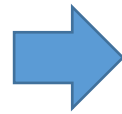
### 吉備中央町など



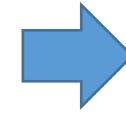
<通所付添> (迎え)

運転者 & 付添者 2名体制

- ・誘い出し・携行品の確認・乗降介助
- ・自宅玄関から公民館まで 付添う



<サロン>



<通所付添> (送り)

運転者 & 付添者 2名体制

- ・乗降介助
- ・公民館から自宅玄関まで 付添う

利用料片道  
100円 (協議会でプールして活動費に充当)

### 通所付添サポート協議会

- ・各地区に世話人 (現在 5 か所)
- ・各サロンの担い手 (住民ボランティア) は自分ができることを行う (付添サポーター・サロン運営)
- ・各サロンの通所付添サポーターで 1 つの協議会を結成し、町からの補助金を受け入れる。活動実績に応じて付添サポーターに配分
- ・利用者は各サロンに通所付添の申込みをする

- 市町 ①車両の調達 ②ボランティア保険加入  
③活動費補助 (運転者 & 付添者 1組につき 1日 2,200円) ④コーディネーターの配置、連絡会の開催

・登録不要の形態では、運転者の活動費は出せないが付添者には出せる  
・活動費は介護保険会計からは補助できないが (利用者からもらう仕組み) 他の会計からは出せる

# 移動・外出支援活動に「楽しくかかわる」ために

- 「事故が起きたらどうする？」ではなく  
事故は起きないようにすることが重要（リスクマネジメント！）



➡ **安全運転者講習は必ずやろう**

（みんな運転にクセがある。クセが事故につながることも）

**登録不要の活動でも** 自家用有償旅客運送(登録制度)でドライバーの資格が得られる「**国土交通大臣認定 運転者講習**」を受講する団体も

大臣認定講習実施機関

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/jigyoo/jikayouyushoryokaku/zissikikan.pdf>

- **サービスを調整する人も大事** ➡ **みんなで考え組織的に対応する**



## ● 事故への対応

万一 事故が起きたら、基本 **保険会社の出番** (その場で示談はしない)



➡ **保険は掛けておく。以下ネット保険も共通**

保険会社に要確認！

＜対人賠償＞ (家族以外の)**第三者に傷害を与えた場合**、傷害の程度に応じて保険金が支払われる。**同乗している利用者 = 第三者**

＜人身傷害特約＞ 責任割合にかかわらず、**運転者と同乗者の傷害**に応じて実際の損害額が支払われる (cf. 搭乗者傷害)

【マイカーボランティアが保険を使った場合の等級ダウンの問題と対応】

高齢者の移動手段の確保に関する検討会でも課題となっていた

実際は、**乗車中の事故より降車後の事故のほうが多い**

➡ **ボランティア活動保険**(無償の場合)、

**福祉サービス総合保障**(有償の場合)、**国内旅行保険**など

(通して保障:送迎サービス保障等)

業界初※

※ボランティアドライバー等が所有する自動車で移動支援サービスを提供している間の事故を、事業者側の加入する「移動支援サービス専用自動車保険」で優先して補償する点が業界初(2019年6月時点、当社調べ)。

## 地域の移動を支える保険

(移動支援サービス専用保険)

移動支援サービス事業用自動車保険特約(優先払型)

協力する側は？  
困っている人を助けたいけど事故が起こったらどうしよう？  
ボランティアドライバー

これからは！  
地域の移動を支える保険で  
安心 便利

利用する側は？  
病院や買い物、役所の用事はどうやって行けばいいかな？  
SHOP  
移動手段が必要な方

交通手段の解決策

依頼者側は？  
ドライバーの方の名義の自動車保険ではなく、こちらで用意できないかな？  
市町村、NPOなどの依頼者

みんな安心!!

深刻な社会問題  
公共交通機関の不足  
免許を返納した

地域の移動を支える保険とは？

ボランティアドライバー等の所有自動車を使用して移動支援サービスを提供している間の事故について、ボランティアドライバー等の自動車保険に優先してお支払いする保険です。

## 『地域の移動を支える保険』でドライバーも利用者も安心!

市町村やNPO法人等が加入することによって、移動支援サービスを提供している間の事故についてはボランティアドライバーの自動車保険を使用する必要がなくなります!

保険の概要と保険料等については、裏面をご覧ください。

### 移動支援サービス事業用自動車保険特約の概要

保険契約者  
記名被保険者 移動支援サービスを提供する市町村・NPO等の運営主体※  
※登録ドライバー・契約自動車等を管理する能力を十分に有していること等の条件があります。詳細は取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

対象自動車 登録ドライバー等の所有自動車 (注)市町村・NPO等が所有する自動車は対象外です。

移動支援サービスの提供または待機※1のために自宅等※2を出発した時から自宅等※2に帰着した時までの間の事故。(合理的な経路・範囲※3に限りです。)

＜補償対象区間のイメージ＞

○ 補償の対象  
★ 待機場所にて待機する場合はその間も補償の対象

補償対象区間

※1 待機とは、登録ドライバーが、事業者の指定する待機場所において移動支援サービスの依頼を待つことをいいます。  
※2 自宅等とは、登録ドライバーの住居または申込み申向の主たる保管場所をいいます。ただし、依頼の事情により別の場所から出発する(または別の場所に戻る)場合で、事業者が事前に承認したときは、その事業者が承認した地点とします。  
※3 合理的な経路・範囲とは、移動支援サービスのご依頼時に、一般に用いるものと認められる経路・範囲をいいます。合理的な経路は、最短距離を指すものではなく、目的車まで移動するために適宜利用する経路であれば、複数あったとしても、それらはいずれも対象となります。また、当日の交通事情により迂回した場合は、やむを得ずとる経路も合理的な経路となります。しかし、特段の合理的な理由もなく、著しく迂回をした場合は、合理的な経路とはなりません。

### ご契約プラン

	基本プラン(車両保険あり)	ライトプラン(車両保険なし)
補償※1	対人賠償責任保険(保険金額:無制限)	○
	対物賠償責任保険(保険金額:無制限)	○
	対物全損時修理差額費用特約	○
	自損事故傷害特約(保険金額:1,500万円)	○
	車両保険(一般条件)(保険金額:300万円※2)	○
保険料	1台・稼働日1日当り※3 1,700円	400円

※1 上記以外の特約は付帯されていません。その他の補償は、登録ドライバーの自動車保険で補償いただく必要があります。

※2 車両保険は、時価額または300万円のいずれか低い額を限度に保険金をお支払いします。

※3 2年目以降の保険料は、前年度の保険金の支払い状況に応じて、割引を行います。

\*このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

SOMPO ホールディングス  
損保ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
<連絡先> <https://www.sjnk.co.jp/contact/>

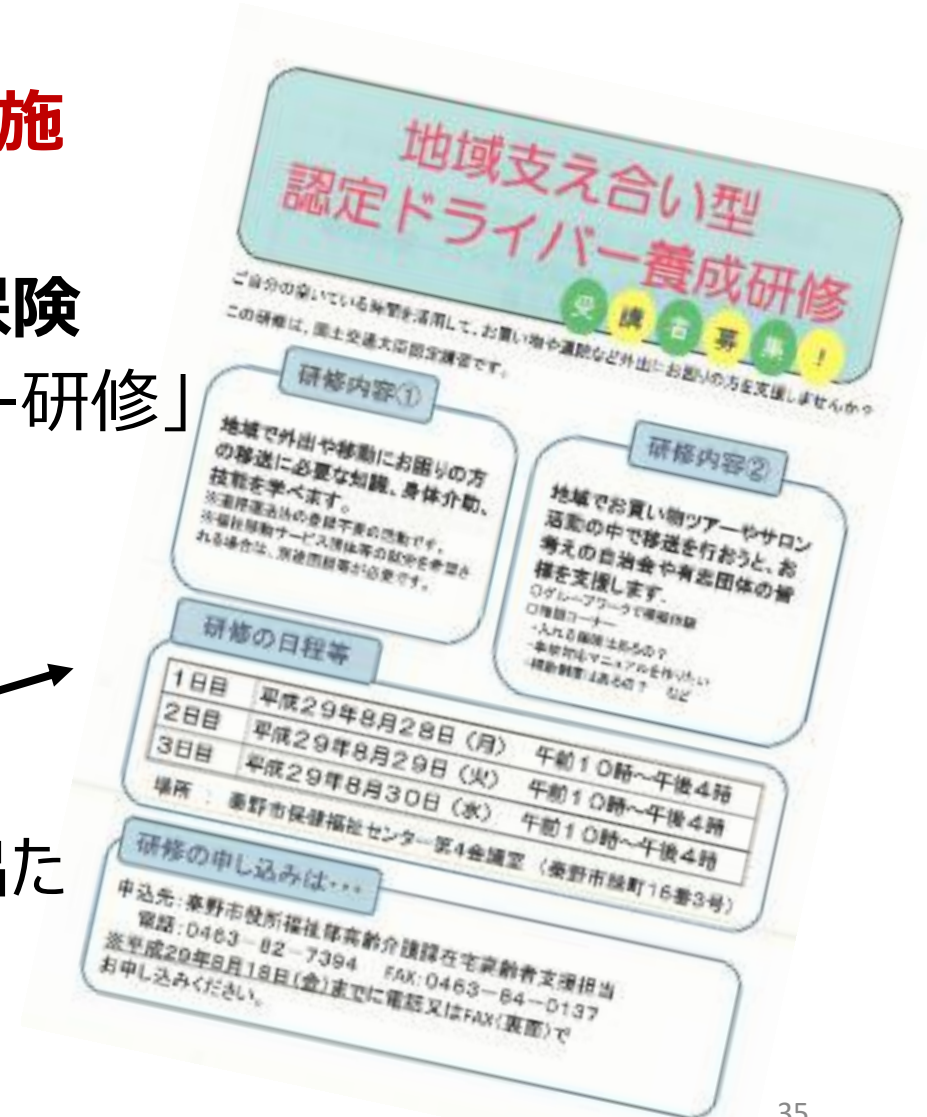
お問い合わせ先

- ・1日自動車保険(ちよいのり保険)に似た設計
- ・団体が加入
- ・ボランティアの自動車保険に傷をつけずに済む
- ・7/1発売開始

保険の基本プラン  
・人や物への賠償責任を無制限に補償。保険料は車両保険なし1日400円、車両保険付き1,700円  
・高い  
・無事故で数年経過すると510円程度まで割引が進行する仕組みとのこと

# 担い手発掘のヒント 秦野市の事例

- 秦野市（人口16.5万人）  
**「地域支え合い型認定ドライバー養成研修」を実施**  
**（年2回 40人定員・3日間／無料）**
- 住民が65歳になったときに送付する**介護保険被保険者証**に市主催の「ヘルパー研修」や「認定ドライバー研修」等の**日程一覧を同封**
- 毎年6～7月に郵送する**介護保険料納入通知書**にも**同封**
- 問合せてきた人に個別のチラシを送付
- 昨年2回目のドライバー研修はキャンセル待ちが出た
- **修了者に福祉有償運送団体一覧や訪問D等の担い手団体を紹介**



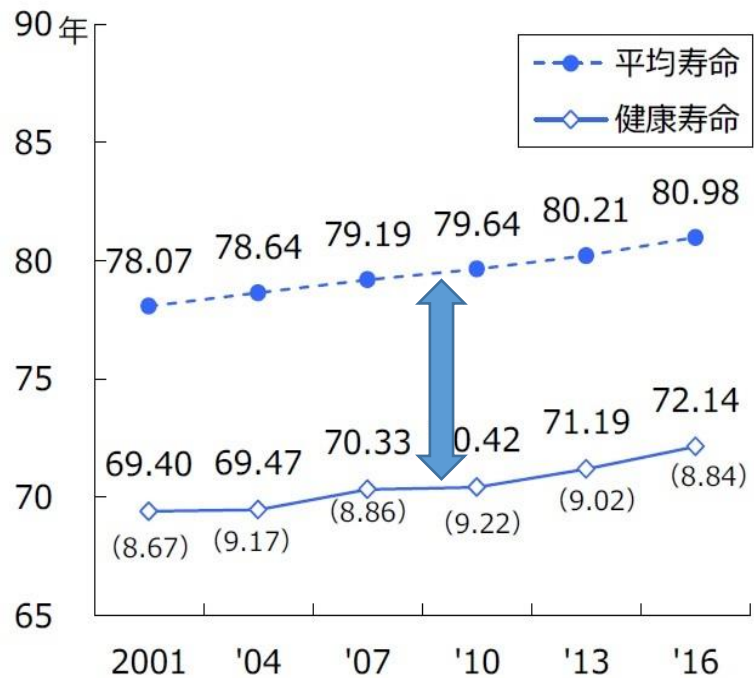
# ● 住民参加は 自分の**健康寿命**の延伸にもつながる

## ＜平均寿命と健康寿命との差＞

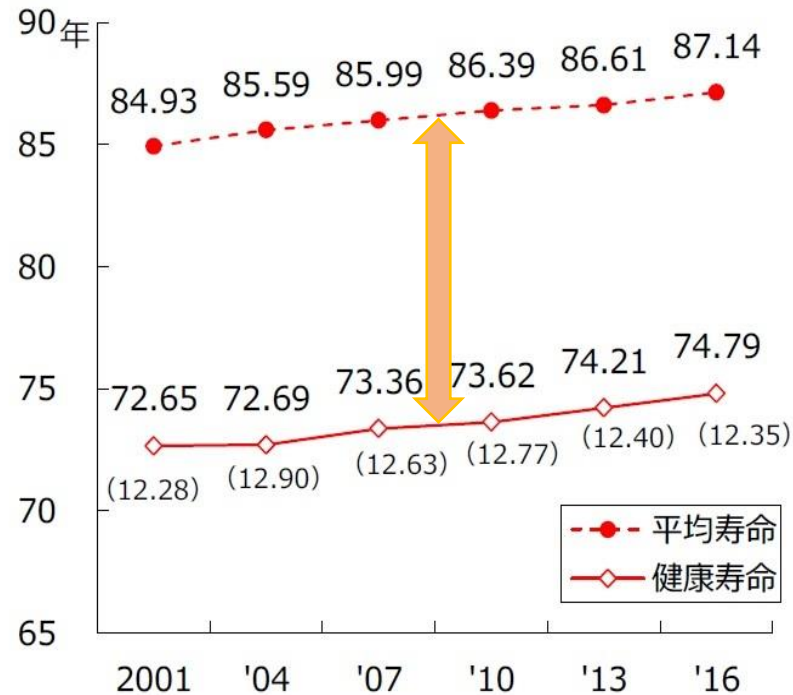
日常生活に制限がない期間・年齢

図表1 平均寿命と健康寿命の推移

【男性】



【女性】



2016年  
(平成28年)

女性

平均寿命 **87.14歳**  
健康寿命 **74.79歳**  
**(差 12.35歳)**

男性

平均寿命 **80.98歳**  
健康寿命 **72.14歳**  
**(差 8.84歳)**

(注) ( ) 内の数値は、平均寿命と健康寿命の差。

(資料) 2016年平均寿命は厚生労働省「2016年簡易生命表」。2016年健康寿命は厚生労働省「2016年簡易生命表」と「2016年国民生活基礎調査」を使って、厚生労働科学研究「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」による計算法で筆者が計算。

調査フィールド

**JAGES 2010年**

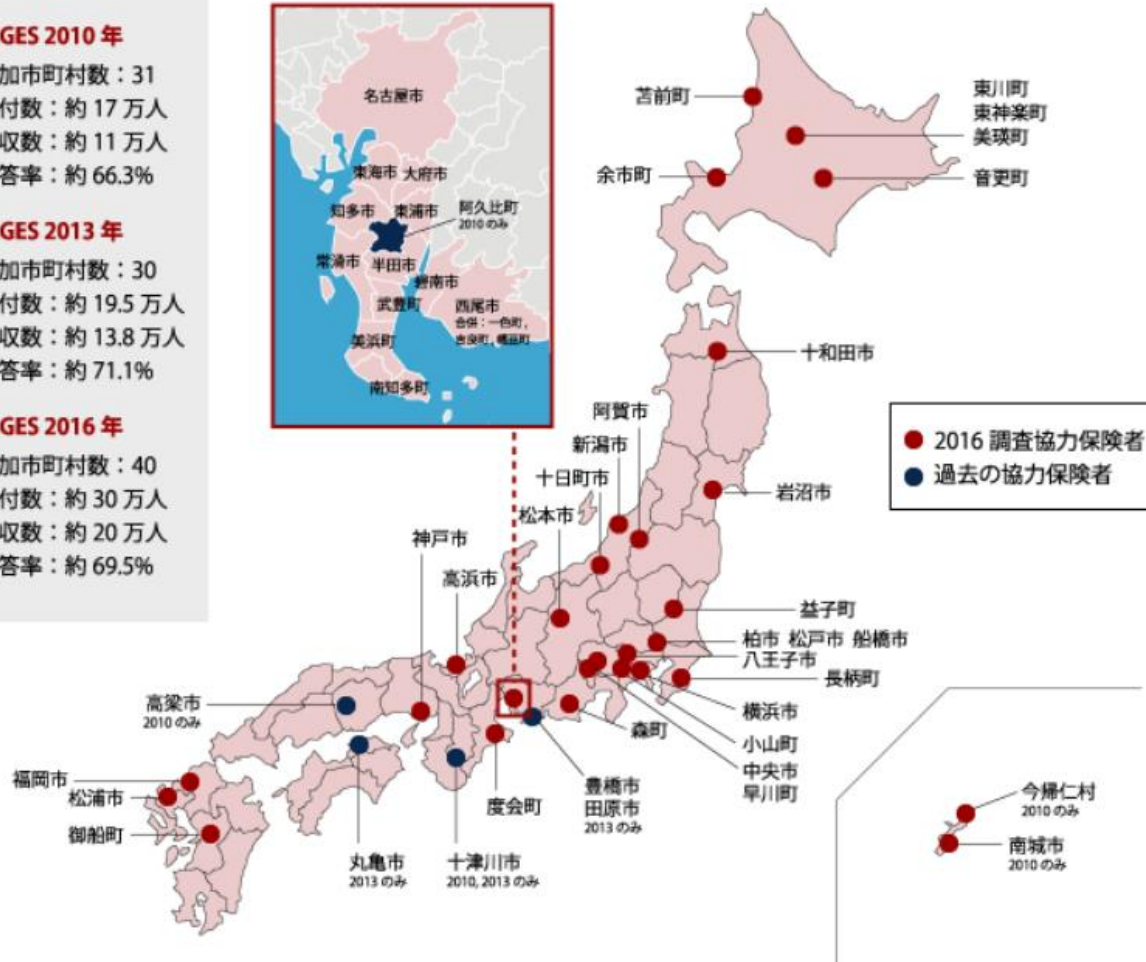
参加市町村数：31  
 送付数：約 17 万人  
 回収数：約 11 万人  
 回答率：約 66.3%

**JAGES 2013年**

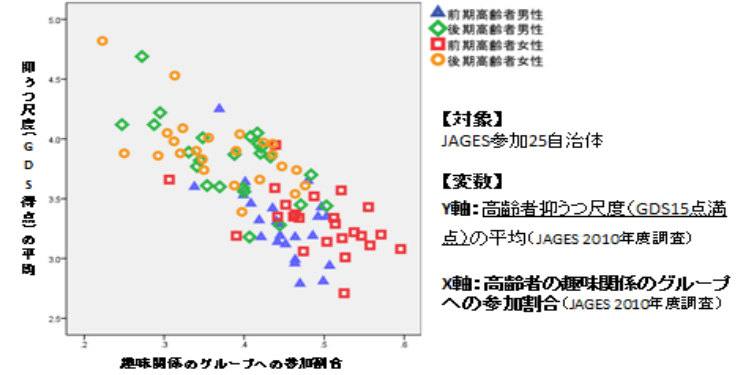
参加市町村数：30  
 送付数：約 19.5 万人  
 回収数：約 13.8 万人  
 回答率：約 71.1%

**JAGES 2016年**

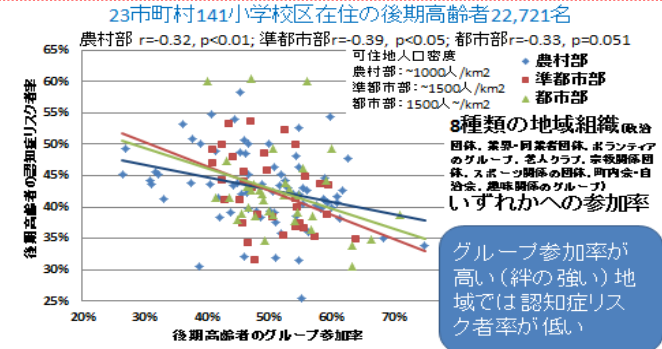
参加市町村数：40  
 送付数：約 30 万人  
 回収数：約 20 万人  
 回答率：約 69.5%



趣味関係のグループへの参加割合が高い地域ほど、うつ得点（低いほど良い）の平均点が低い相関が認められた。



ボランティアグループ等の地域組織への参加割合が高い地域ほど、認知症リスクを有する後期高齢者の割合が少ない相関が認められた。



# 安曇野市の状況

図1 地域の会やグループへの参加頻度

① ボランティアグループ



② 運動やスポーツ関係のクラブ



③ 趣味関係のグループ



④ 学習・教養グループ



⑤ 老人クラブ



⑥ 町内会・自治会



図2 地域住民の有志によるいきいきした地域づくりへ参加者として参加

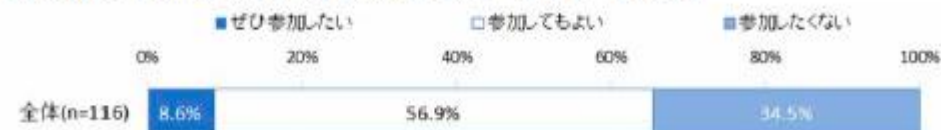
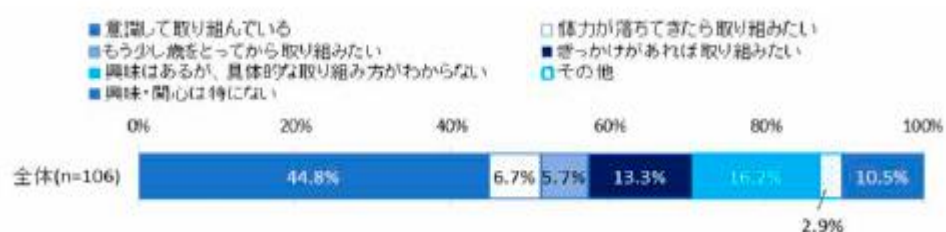


図3 地域住民の有志によるいきいきした地域づくりへ企画・運営役として参加



図4 介護予防に取り組んでいる



安曇野市高齢者実態調査（平成28年12月～29年2月）結果から

# 安曇野市の状況

図1 あなたや家族が、日常生活上支援が必要になったとき、**地域の人にしてほしい支援**

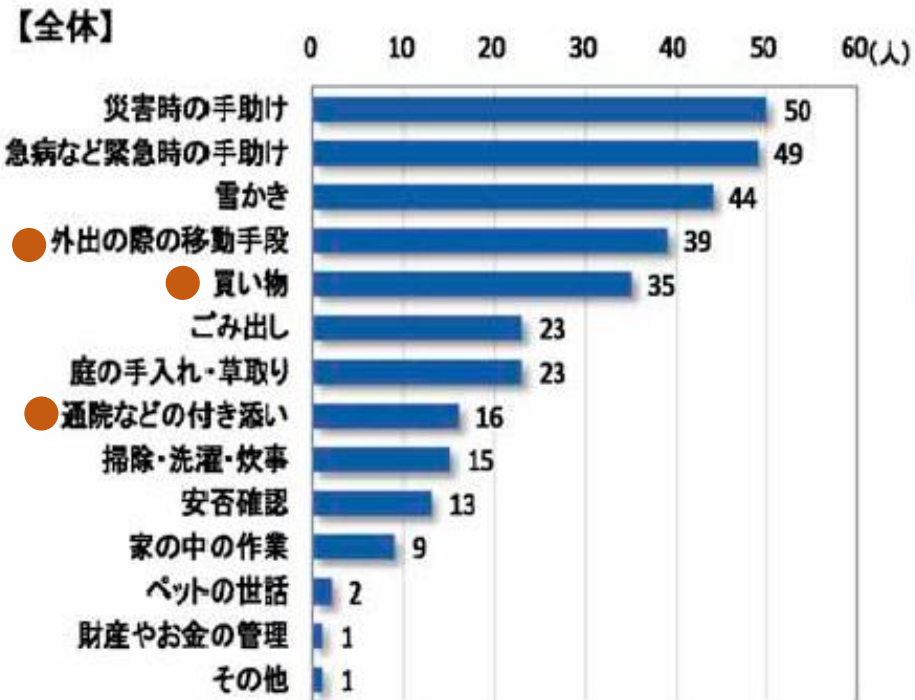
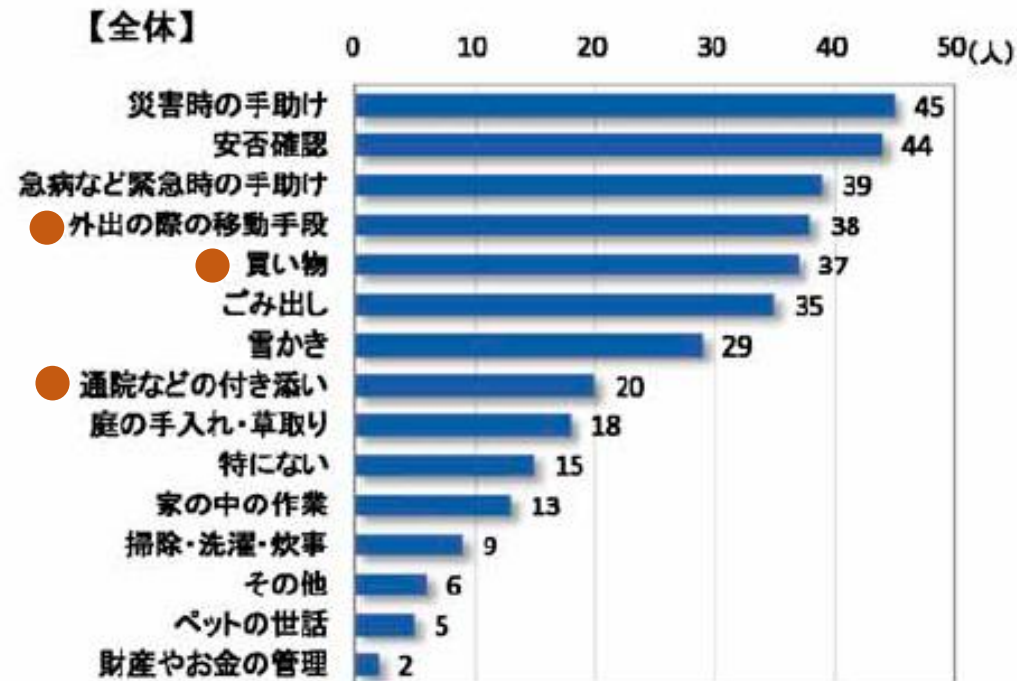


図2 近所の高齢者・障害等**で困っている家庭にできる支援**



安曇野市高齢者実態調査（平成28年12月～29年2月）結果から

# 介護給付と保険料の推移

- 市町村は3年を1期（2005年度までは5年を1期）とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行う。保険料は、3年ごとに、事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つよう設定。
- 高齢化の進展により、保険料が2020年には6,771円、2025年には8,165円に上昇が見込まれており、地域包括ケアシステムの構築を図る一方、介護保険制度の持続可能性の確保のための重点化・効率化も必要となっている。

事業運営期間		事業計画		給付（総費用額）	保険料	介護報酬の改定率
2000年度	第一期	第一期		3.6兆円	2,911円 (全国平均)	H15年度改定
2001年度				4.6兆円		
2002年度				5.2兆円		
2003年度	第二期	第二期		5.7兆円	3,293円 (全国平均)	H17年度改定 ▲2.3%
2004年度				6.2兆円		
2005年度				6.4兆円		
2006年度	第三期	第三期		6.4兆円	4,090円 (全国平均)	H21年度改定 ▲0.5%
2007年度				6.7兆円		
2008年度				6.9兆円		
2009年度	第四期	第四期		7.4兆円	4,160円 (全国平均)	H24年度改定 +3.0%
2010年度				7.8兆円		
2011年度				8.2兆円		
2012年度	第五期	第五期		8.8兆円	4,972円 (全国平均)	消費税率引上げに伴う H26年度改定 +0.63%
2013年度				9.2兆円		
2014年度				9.6兆円		
2015年度	第六期	第六期		10.1兆円	5,514円 (全国平均)	H27年度改定 ▲2.27%
2016年度				10.4兆円		
2017年度				10.8兆円		
2020年度					6,771円 (全国平均)	
2025年度					8,165円 (全国平均)	

※2014年度までは実績であり、2015～2017年度は当初予算である。  
 ※2020年度及び2025年度の保険料は全国の保険者が作成した第6期介護保険事業計画における推計値。

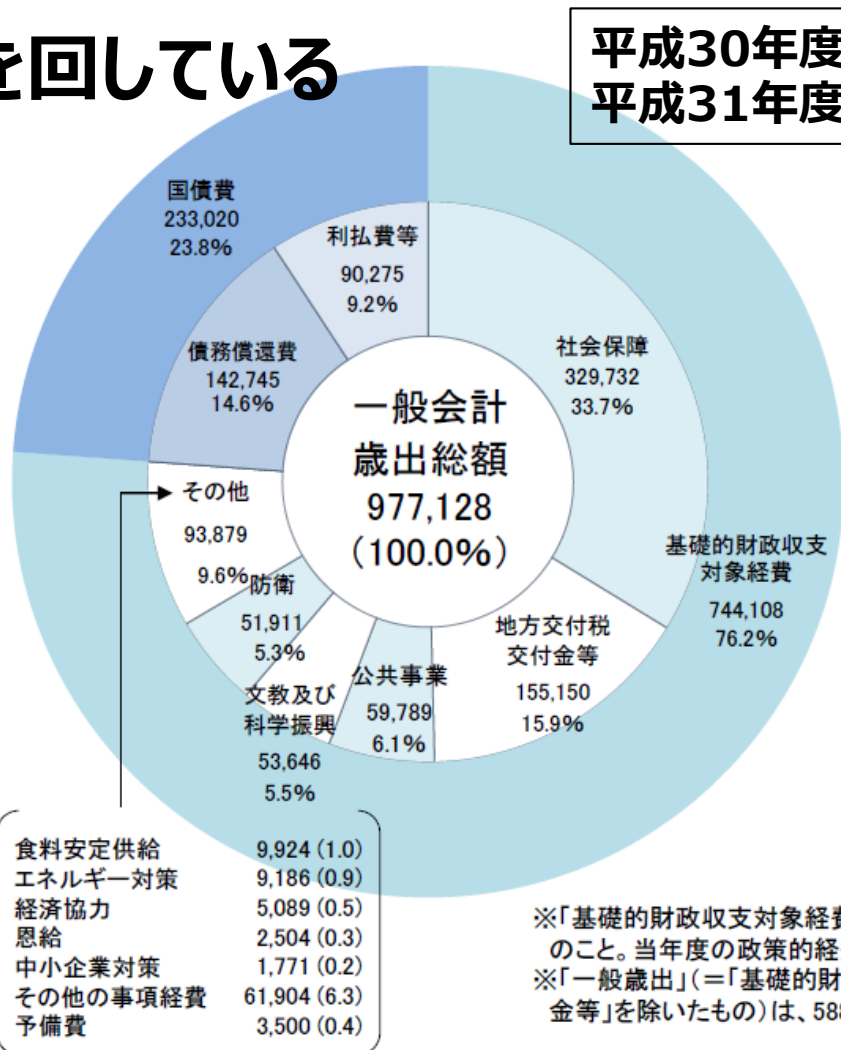


# 平成30年度一般会計歳出・歳入の構成

## 次世代にツケを回している 国の財政構造

国と地方の累積債務  
1085兆7537億円  
(平成29年度末)

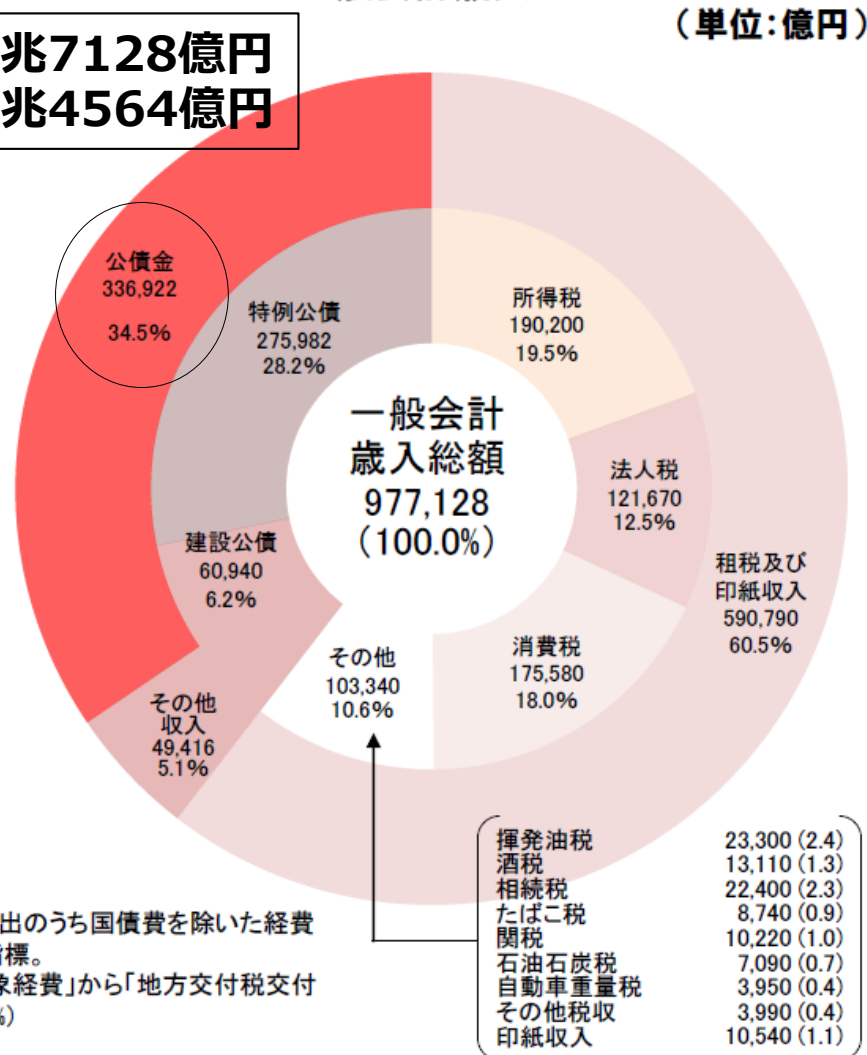
一般会計歳出



出典  
財務省

※「基礎的財政収支対象経費」とは、歳出のうち国債費を除いた経費のこと。当年度の政策的経費を表す指標。  
※「一般歳出」(=「基礎的財政収支対象経費」から「地方交付税交付金等」を除いたもの)は、588,958(60.3%)

一般会計歳入



(注1) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。  
(注2) 一般歳出※における社会保障関係費の割合は56.0%。

# 介護予防&健康寿命を延ばすこと

## ➡住民自身にとっても自治体財政にとっても重要課題

- 経済はグローバル化  
しかし 介助や見守り・外出支援は  
地域で地産地消するしかない
- 住民や事業者が行政と協働して 持続  
可能な地域をつくりたい

自分もいつかは  
誰かの世話にな  
る。元気なうち  
はできることをやろう  
かな



### ステップ

- プロジェクト等を設置
- ニーズの調査、ヒアリング
- 地域にある資源を見つける
- 地域に合う仕組みを検討する
- 参考にしたい事例（地域）の視察  
参考にしたい事例から講師派遣
- イベントとしてやってみる（試行）
- 試行を踏まえて課題を洗い出す
- 保険や資金などの検討
- 試験運行
- 本格実施

全国移動ネット：総合事業などによる住民主体の移動・外出支援～立ち上げに役立つ事例の資料集～

[http://www.zenkoku-ido.net/\\_action/pdf/2018josei/ido\\_final\\_all\\_H1-4.pdf](http://www.zenkoku-ido.net/_action/pdf/2018josei/ido_final_all_H1-4.pdf)